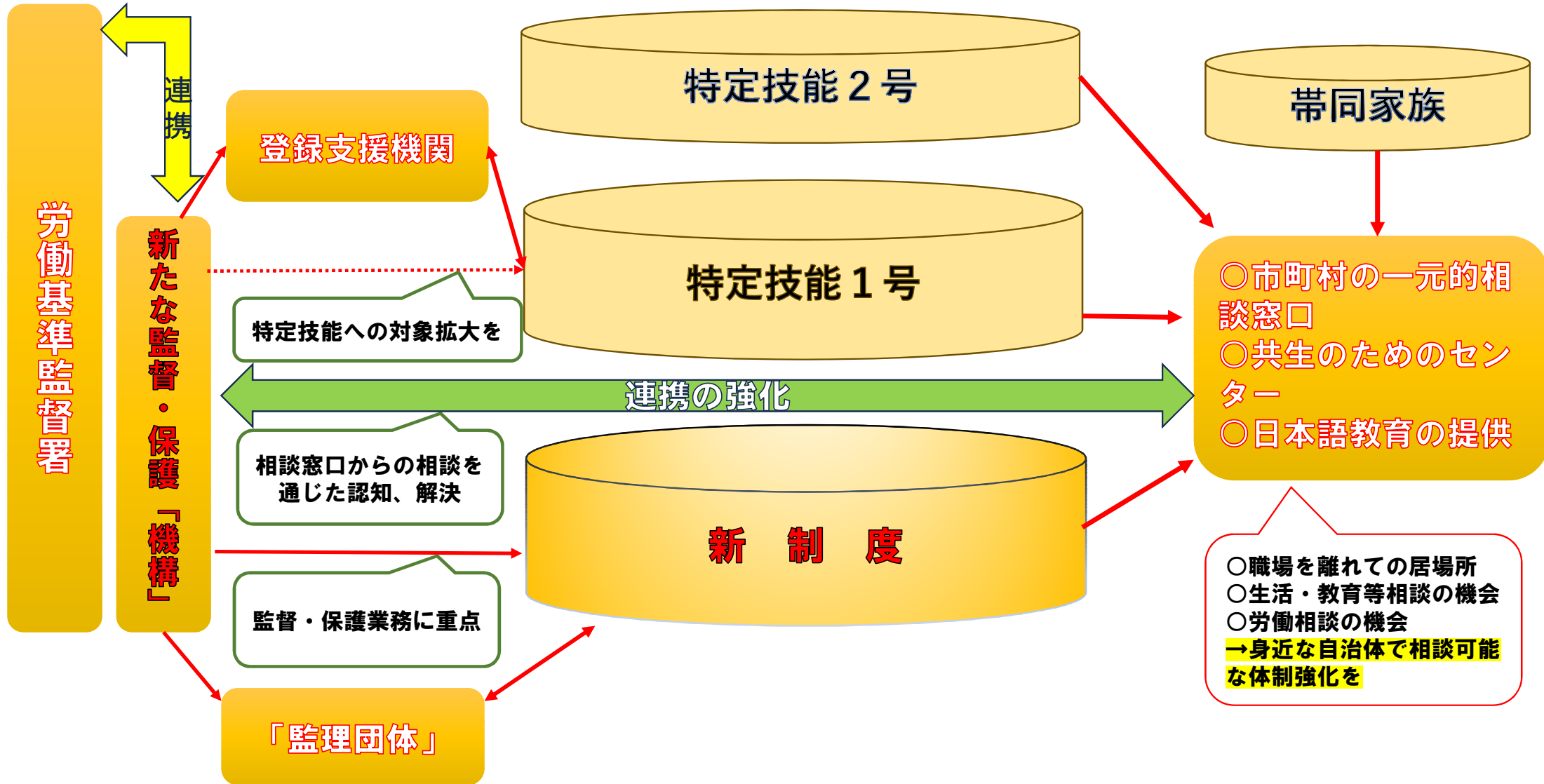


**監理・支援・保護の在り方、送出し・呼び寄せの在り方  
日本語教育環境の整備について**

～中間報告書の枠組みを前提に、より良い制度設計のために～

**市 川 正 司**

監理・支援・保護の在り方、日本語教育環境の整備



# 送出し・呼び寄せの在り方、役割を果たすべき公私の機関

求職外国人

政府ないし公的機関によるオンラインによる日本語教育や、音声等教材の配布強化等

☑日本語能力（N5ないし相当資格）等の事前確認

試験実施方法の改善（オンライン／定期的かつ頻繁／安価）

求職側・求人側双方の資格要件の事前審査により迅速かつ明確な基準での在留資格審査を可能とし、ブローカー介在の意味を持たせない

受入れ事業者

☑適格事業者を予め入管（or「機構」等）が認証  
 ☑雇用条件（分野、賃金等を含む労働条件）を明示

公的法人  
 職業紹介事業者

☑ハローワーク  
 ☑業所管省庁  
 ☑公的法人

☑適格事業者及びその雇用条件等を各国語で情報提供  
 ☑職業紹介事業者の実績等の情報提供  
 ☑受入れ後の転籍も

送出国

企業単独型を含む

☑送出国から紹介事業者、受入事業者へのキックバック・饗応禁止（MOC）

送出国の取締不十分等の場合、送出国からの在留資格認定証明書不交付の応諾（MOC）

実態調査への日本側機関の参加（MOC）

☑送出国に対して受入事業者等の情報を提供し、ブローカー排除  
 ☑送出国への手数料上限設定、減額の方角（MOC）

受入事業者による手数料負担を原則とする方角（ILO181号）